

一般社団法人日本障がい者乗馬協会

アスリート委員会規程

(総則)

第1条 一般社団法人日本障がい者乗馬協会（以下「本協会」という）定款第3条の目的達成のため、アスリート委員会（以下「委員会」という）について定める。

(目的)

第2条 委員会は、障がい者馬術競技に関するあらゆる事項を必要に応じて審議し、理事会に意見を具申するとともに、理事会の諮問に応じる。また、アスリートの育成並びに障がい者馬術競技の普及発展に寄与することを目的とする。

(基本活動)

第3条 委員会は前条の目的達成のため、次の諸活動を行なう。

- (1) アンチドーピングの教育や啓発に関すること
- (2) 育成選手の役割の拡大に関すること
- (3) パラリンピック・ムーブメントを初め、障がい者乗馬やスポーツに関わる教育に関すること
- (4) 障がい者乗馬・馬術の普及、特にジュニアへの普及に関すること
- (5) 国際交流に関すること
- (6) 社会貢献に関すること
- (7) 社会に於けるロールモデルとしての選手の役割に関すること
- (8) 環境問題に関わること
- (9) JPC アスリート委員会との連携に関すること
- (10) その他、選手に直接関係する事項

(構成)

第4条 委員会の委員の構成は次のとおりとする。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 1～2名
 - (3) 委員 若干名
- 2 委員長は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 副委員長および委員は、委員長が候補者を推薦し、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員長、副委員長、委員の任期は2年とし、理事の改選年に準じる。但し、再任を妨げない。

2 委員長、副委員長または委員が、補欠又は増員により選任された場合の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 委員長、副委員長及び委員は、任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、その職務を行う。

4 アスリート委員は理事・監事を兼ねることはできない

(委員会の開催)

第6条 委員会は、半期毎に1回以上開催するものとし、委員長が招集する。

2 委員は、必要によりいつでも委員会の開催を求めることができる。

(議長)

第7条 委員会の議長は、委員長とする。

(決議)

第8条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。但し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(活動計画等)

第9条 委員長は、年間の活動計画及び予算を策定するものとし、理事会の承認を得なければならない。

2 委員会の活動(会議を除く)に当たっては、当協会で定める旅費、日当を支給する。

(事務局)

第10条 委員会の事務は、事務局が行う。

附則

1. この規程の改廃は、理事会の決議による。

2. この規程は、令和5年4月1日から施行する。